



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 規則

- *4 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (取扱課室名) ページ
(障害福祉課) 1
- *5 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則
(") 1

規 則

和歌山県規則第4号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(子ども・女性・障害者相談センター所長への委任) 第4条の3 次に掲げる事務は、子ども・女性・障害者相談センター所長に委任する。 (1)～(3) 略 (4) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則（平成7年和歌山県規則第74号）に関する次のこと。 ア <u>第4条、第6条第2項、第7条、第8条の2第2項、第8条の3、第9条及び第10条の規定による使用の承認及び変更承認、使用の制限並びに使用の承認の取消し</u> イ <u>第5条及び第8条の規定による使用時間の変更</u> ウ <u>第6条第1項第2号及び第8条の2第1項第4号の規定による休止する日の設定</u></p>	<p>(子ども・女性・障害者相談センター所長への委任) 第4条の3 次に掲げる事務は、子ども・女性・障害者相談センター所長に委任する。 (1)～(3) 略 (4) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則（平成7年和歌山県規則第74号）に関する次のこと。 ア 第4条、第6条第2項、第8条、第9条及び第10条の規定による使用の承認及び変更承認、使用の制限並びに使用の承認の取消し イ 第5条の規定による使用時間の変更 ウ <u>第6条第1項第2号の規定による休止する日の設定</u> エ <u>第7条の規定による開設期間の変更</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第5号

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則（平成7年和歌山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休所日)</p> <p>第3条 相談センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第8条の2第1項第1号及び第2号において「休日」という。） (3) 略 <p>2 略</p>	<p>(休所日)</p> <p>第3条 相談センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 略 <p>2 略</p>
<p>(使用を承認する施設)</p> <p>第4条 相談センターの施設のうち次に掲げる施設（以下単に「施設」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>(使用を承認する施設)</p> <p>第4条 相談センターの施設のうち次に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p>
<p>(温水プール以外の施設の使用時間)</p> <p>第5条 施設のうち、前条第2号に掲げる温水プール以外の施設（以下単に「温水プール以外の施設」という。）の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第5条 施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。</p>
<p>(温水プール以外の施設の休日)</p> <p>第6条 温水プール以外の施設の使用を休止する日（次項において「温水プール以外の施設の休日」という。）は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) 略 2 知事は、必要と認めるときは、前項第1号に掲げる温水プール以外の施設の休日においても臨時に温水プール以外の施設を使用させることができる。 3 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長（以下「所長」という。）は、災害その他急迫の事情のため温水プール以外の施設の使用を休止した場合には、次に掲げる事項を直ちに知事に報告するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 温水プール以外の施設の使用を休止する期間 (2)・(3) 略 	<p>(施設の休日)</p> <p>第6条 施設の使用を休止する日（以下「施設の休日」という。）は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) 略 2 知事は、必要と認めるときは、前項第1号に掲げる施設の休日においても臨時に施設を使用させることができる。 3 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長（以下「所長」という。）は、災害その他急迫の事情のため施設の使用を休止した場合には、次に掲げる事項を直ちに知事に報告するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の使用を休止する期間 (2)・(3) 略
<p>(温水プール以外の施設の使用の承認)</p> <p>第7条 温水プール以外の施設を使用しようとする者（以下この条において「使用申請者」という。）は、温水プール以外の施設使用申請書（別記第1号様式）をあらかじめ知事に提出してその承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の申請書は、温水プール以外の施設を使用しようとする期間の初日の3月前から3日前までの間に提出しなければならない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。 3 略 4 知事は、第1項の承認をしたときは温水プール以外の施設使用承認書（別記第2号様式）を使用申請者に交付するものとする。 5 略 	<p>(温水プールの開設期間)</p> <p>第7条 施設のうち、温水プールの開設期間は、毎年6月1日から9月30日までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第8条 施設を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用申請書（別記第1号様式）をあらかじめ知事に提出してその承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の申請書は、施設を使用しようとする期間の初日の3月前から3日前までの間に提出しなければならない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。 3 略 4 知事は、第1項の承認をしたときは和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用承認書（別記第2号様式）を使用申請者に交付するものとする。 5 略

（温水プールの使用時間）

第8条 施設のうち、第4条第2号に掲げる温水プール（以下単に「温水プール」という。）の使用時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

（温水プールの休日）

第8条の2 温水プールの使用を休止する日（次項において「温水プールの休日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 毎週火曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
- (2) 休日の日後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 前3号に定めるもののほか、知事が必要と認めた日

2 知事は、必要と認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる温水プールの休日においても臨時に温水プールを使用させることができる。

3 所長は、災害その他急迫の事情のため温水プールの使用を休止した場合には、次に掲げる事項を直ちに知事に報告するものとする。

- (1) 温水プールの使用を休止する期間
- (2) 災害その他急迫の事情の概要
- (3) その他必要と認める事項

（温水プールの使用の承認）

第8条の3 温水プールを使用しようとする者（以下この条において「使用申請者」という。）は、温水プール使用申請書（別記第3号様式）をあらかじめ知事に提出してその承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 使用申請者が団体である場合にあっては、前項の申請書は、温水プールを使用しようとする期間の初日の3月前から3日前までの間に提出しなければならない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、相談センターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

4 知事は、第1項の承認をしたときは温水プール使用承認書（別記第4号様式）並びに使用申請者の氏名又は名称及び使用者番号を記載した使用者証を使用申請者に交付するものとする。

（使用料の免除の申請）

第15条 第4条第3号から第5号までに掲げる施設の使用料の免除を受けようとする者は、施設使用料免除申請書（別記第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料の免除の申請）

第15条 第4条第3号から第5号までに掲げる施設の使用料の免除を受けようとする者は、施設使用料免除申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第7条関係）

温水プール以外の施設使用申請書		
年 月 日		
和歌山県知事 様		
住 所（〒 - ）		
使用団体名		
代表者名		
電話番号		（ ）
ファクシミリ番号		（ ）
メールアドレス		
担当者名		
使用日時	使用予定人数	
年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分	人	
年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分	人	
年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分	人	
年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分	人	
年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分	人	
使用施設（番号に○印を記入してください。）		自動車で来所の場合の予定台数
1 体育館	2 多目的ホール	台
3 第2会議室	4 体育館会議室	
5 運動場	6 アーチェリー場	
使用目的		
受付年月日	受付者名	備考

別記第2号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に、「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用承認書」を「温水プール以外の施設使用承認書」に、「和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの施設」を「温水プール以外の施設」に改める。

別記第3号様式を別記第5号様式とし、別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

別記第3号様式（第8条の3関係）

温水プール使用申請書		
和歌山県知事 様	年 月 日	
	申請者住所（〒 — ）	
	申請者氏名 申請者電話番号	
1 個人使用記入欄		
使用者氏名 使用者住所（〒 — ）		
使用者電話番号 （ ） 緊急時電話番号 （ ） 使用開始年月日 年 月 日		
2 団体使用記入欄		
使用団体名 代表者名 団体住所（〒 — ）		
電話番号 （ ） ファクシミリ番号 （ ） メールアドレス 担当者名 使用開始年月日 年 月 日		
受付年月日	受付者名	備考

備考

- 1 個人使用の申込みには、障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、障害年金受給証明書等の書類の写しを添付すること。
- 2 個人使用記入欄の緊急時電話番号には、使用者本人以外の電話番号を記入すること。
- 3 団体使用の申込みには、事業所等においては指定指令書を、障害者等に対する県の施設使用料金減免要領に基づく和歌山県施設使用料金減免登録団体においては和歌山県施設使用料金減免団体登録証を、その他の団体においては、定款、規約、会則等を添付すること。

別記第4号様式（第8条の3関係）

温水プール使用承認書

年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付けで申請のあった温水プールの使用について、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用者名又は使用団体名
- 2 使用期間
- 3 使用の条件
- 4 注意事項
 - (1) 管理規則及びこれに基づく職員の指示に従うこと。
 - (2) 承認に基づく権利を他人に譲渡又は転貸しないこと。
 - (3) 施設使用後は、直ちに設備等を原状に復すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。